

個人情報保護委員会（第 368 回）議事概要

- 1 日 時：令和 8 年 9 月 9 日（水）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、
小笠原委員、穴戸委員、新保委員、藤井委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、
松谷総務課長、日置参事官、在津参事官、片岡参事官、
安蒜参事官
- 4 議事の概要
 - (1) 議題 1：個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 政令・規則・ガイドライン等の整備に関する今後の進め方（案）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
清水委員から「今後の進め方について、異存ない。幅広いステークホルダーの意見を反映させる丁寧なプロセスをご提案いただいている。
意見交換会及び事務局ヒアリングは、団体を対象に行われる予定であり、一般個人は、来年の初め頃と想定される意見募集の際に意見を述べる機会があるものと理解している。本法は、一般個人が主なステークホルダーであり、今般の改正については、一般個人の関心も高いと認識している。専門知識を持たない方々に対しても、ホームページ上で分かりやすく論点や事務局ヒアリングの概要を示すことにより、意見募集の際に有用な意見が寄せられるよう工夫していただきたい」旨の発言があった。
原案のとおり、決定することとなった。
 - (2) 議題 2：医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）に基づく「認定匿名加工医療情報作成事業者」及び「認定仮名加工医療情報作成事業者」の認定に係る協議について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
清水委員から「賛成した上で、意見を申し述べる。
本申請者は、医療画像データ及び付随する情報を収集し、匿名あるいは仮名加工化する予定と聞いている。委員会としては、主務大臣に対して「匿名加工医療情報の具体的な作成方法について慎重な検討を行うべきこと」、「画像情報を含む匿名加工医療情報の作成や提供が適切になされていること」及び「本事業者による提供先の認定仮名加工医療情報利用事業者に対する必要かつ適切な監督がされていること」を定期的に確認する等の取組を求めている。これらの主務大臣の取組の結果、個人情報保護法に照らして、何らかの課題が判明した場合には、委員会にも情報が共有される仕組みを

作っていただきたい」旨の発言があった。

これに対し、事務局から「主務府省に対しては、監督結果の当事務局への報告を申し入れる予定であり、報告内容については、事務局として適切に確認を行い、疑義があれば、適宜委員会にも相談させていただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、承認することとなった。

- (3) 議題3：個人情報保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件の一部を改正する告示（案）に関する意見募集の結果について事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、決定することとなった。

- (4) 議題4：東京都情報サービス産業健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書について（再実施）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

藤井委員から「今般のような評価について、評価書の記載内容どおりに運用されているかの確認を、どの程度の頻度で監視・監督を行っているのか教えていただきたい」旨の発言があった。

これに対し、片岡参事官から「行政機関等に対しては、定期的・計画的な検査を実施している。組合については、定期的・計画的に検査を行う機会はないが、漏えい等の事案が発生した場合に検査を実施することが考えられる。また、メンテナンス等により評価の再実施が行われる際には、事務局において、これまで実施してきた内容と齟齬がないか確認をしている」旨の発言があった。

本評価書について承認され、東京都情報サービス産業健康保険組合に対し、評価書が承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知することとなった。

- (5) 議題5：国土交通大臣（自動車整備士技能検定に関する事務）の全項目評価書について（新規実施）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「審査結果について、異存ない。その上で二点、意見を申し述べる。

今回の自動車整備士技能検定に関する事務の評価においては、国土交通

省の過去２年間の国家資格に係る事務のデジタル化案件と異なり、「試験管理事務」も含まれており、当該事務も特定個人情報を取り扱うものとして、保護評価の対象となっている。受験者がオンラインで受験申込ができ、合否情報を知ることができるかとされているが、一度登録した受験者情報は、合否に関わらず、資格情報等と同様に、例外的な場合を除き保有され続ける運用が想定される。したがって、受験者情報についても、国家資格の登録情報と同様に、特定個人情報に係るリスク対策、とりわけ、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに適切に対応していただきたい。

また、国家資格関係事務に関する特定個人情報保護評価におけるデジタル化の事務は令和５年から始まり、厚生労働省等の経験を学びつつ展開されてきたと理解している。先行する事務経験や課題認識等の還元により、後行の事務が、より効率的かつ有効に実施できるように、事務局には積極的に役割を果たしていただきたい」旨の発言があった。

これに対し、片岡参事官から「試験管理事務も保護評価の対象となっており、受験者の特定個人情報の消去について、評価実施機関において適切なタイミングで消去するよう求めていく。

また、国家資格関係事務については、今後も様々な資格において評価の実施が予定されており、事務局においては、引き続きこれまでの評価実施により蓄積されている知識やノウハウを評価実施機関に還元し、より実践的な保護評価につなげるとともに、より効果的・効率的な審査を行うよう努めていく」旨の発言があった。

本評価書について承認され、国土交通大臣に対し、評価書が承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知することとなった。

以上